

新県立体育館整備事業 業務要求水準書(案)に関する質問への回答

- ・新県立体育館整備事業業務要求水準書(案)に関する質問への回答を次のとおり公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた業務要求水準書(案)の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成30年(2018年)4月27日

滋賀県

■業務要求水準書(案)質問一覧

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答					
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)							
1	要求水準書 (案)	選定業者の業務範囲	2	4	(3)							イ	(ウ)			該当大学、施設の担当窓口はどこでしょうか。	周辺の大学・機関等とはびわこ文化公園都市内に立地する大学、福祉施設、文化施設等としており、具体的には新たな資料としてお示しする別紙参考資料「びわこ文化公園都市内立地関連施設名称」を参照してください。
2	要求水準書 (案)	設計・建設期間	3	5	(1)											設計・建設期間は、開業準備期間を短縮することで延長可能でしょうか。	設計・建設期間について、開業準備期間を短縮することで延長することは不可とします。
3	要求水準書 (案)	設計・建設期間	3	5	(1)											事業者側の努力で建設期間が短縮される場合は、その相当期間を開業準備に充当できるものと考えて宜しいでしょうか。	開業準備期間について、建設期間を短縮することで延長することは不可とします。
4	要求水準書 (案)	県との調整	6	7												協議会の主催者は県、各部会主催者は選定事業者との理解で宜しいでしょうか。	県と事業者で調整の上、開催することを想定しています。
5	要求水準書 (案)	県との調整	6	7												貴県との協議会及び各業務の部会に関する、貴県が現在想定している開催頻度、出席者等をご教示ください。	概ね月1回を想定していますが、必要に応じて開催するものとします。出席者は未定です。
6	要求水準書 (案)	県との調整	6	7												協議会の開催頻度の予定をご教示ください。	質問No.5の回答を参照してください。
7	要求水準書 (案)	県との調整	6	7												「協議会は、県と協議の上定期的に開催」の定期的とは、年何回程度を考慮すれば宜しいでしょうか。	質問No.5の回答を参照してください。
8	要求水準書 (案)	関係者協議会	6	8												関係者協議会に関して、貴県が想定する頻度、開始時期をご教示ください。	概ね年2回を想定していますが、必要に応じて開催するものとします。
9	要求水準書 (案)	県および関係機関との調整	6	8												「関係者協議会」の開催頻度をお示しください。	質問No.8の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
10	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							関係者協議会について、開催頻度や協議内容、参加者等の具体的な実施イメージがありましたらご教示いただけますでしょうか。	質問No.8の回答を参照してください。
11	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							関係者協議会は、いつごろから設置されるのでしょうか。提案等の内容にも影響する為、事前協議をして頂き要求水準として頂けないでしょうか。	供用開始以後、必要に応じて開催するものとします。維持管理・運営期間についても、情報交換・意見交換を行いたいと考えており、要求水準とすることは想定しておりません。
12	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							関係者協議会において、本施設の維持管理・運営内容等に関する協議会は、いつごろから開催予定でしょうか。	質問No.11の回答を参照してください。
13	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							「県は、県、競技団体、大学をはじめ周辺機関等の本施設に関係する機関で・・・」とありますが、県、競技団体、大学以外の関係する機関を具体的にご教示ください。	関係機関については、今後調整します。(びわこ文化公園都市内の施設や県域の競技団体を想定しています。)
14	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							関係する機関は概ね何機関あるかご教示ください。	質問No.13の回答を参照してください。
15	要求水準書(案)	要求水準書(案) 県および関係機関との調整	6	8							関係する機関はどのような機関がどの程度ある想定なのでしょうか。	質問No.13の回答を参照してください。
16	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							本件整備にあたり、競技団体、大学をはじめとする周辺機関への事業構想のヒアリングをさせて頂くことは可能かご教示下さい。	各機関の了解を得られれば、ヒアリングを行うことも差し支えありません。
17	要求水準書(案)	県および関係機関との調整	6	8							「本施設の維持管理・運営内容等に関する意見交換会等を行っていく予定」とありますが、設計内容については意見交換を行わないという認識でよろしいでしょうか。また要求水準は関係機関と協議の上で作成されているという認識で宜しいでしょうか。	情報交換・意見交換の内容は、維持管理・運営内容等を想定しており、設計内容については、想定しておりません。また、要求水準書(案)については、関係機関の意見を踏まえながら作成しています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
18	要求水準書 (案)	県および関係機関との調整	6	8							「情報交換、意見交換を行い、その結果を、可能な範囲で反映」とありますが、双方のリスク分担の中で協議し、決定していく際に貴県側での決裁権を持つ部署はどちらになるかご教示ください。	滋賀県県民生活部スポーツ局です。
19	要求水準書 (案)	県および関係機関との調整	6	8	(2)						県および関係機関との協議の結果、可能な範囲で維持管理・運営内容に反映し、サービス対価が増額となる場合は、増額対象と考えてよろしいでしょうか。	サービス対価が増額にならない範囲で、対応をお願いします。
20	要求水準書 (案)	事業期間終了時の要求水準	7	10	(1)						「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容」とありますが、例えば非常照明等の蓄電池等の消耗品等についても、災害発生時に当該設備としての機能を発揮できる状態であれば「経年による劣化」として許容されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 (案)	スポーツ・健康づくり拠点整備の基本コンセプト	8	1	(1)	①					「すべての県民がスポーツに参画し健康づくりに取り組むとともに、さまざまな交流や連携を通じて、元気で豊かな生活と滋賀を創造する県域の拠点を目指す」とありますが、県立スポーツ施設を含む県内施設のネットワークの拠点として理解してよろしいか。	新県立体育館では、びわこ文化公園都市内に立地する施設をはじめ、さまざまな主体との交流や連携を通じて、元気で豊かな生活としがを創造する県域の拠点を目指すことを基本コンセプトとしております。 質問の新県立体育館を県立スポーツ施設を含む県内施設のネットワークの拠点とすることは、基本コンセプトを実現する一つの方法と考えます。
22	要求水準書 (案)	大学をはじめとする周辺施設・機関と連携した全県への機能発揮	8	1	(1)	③	イ				「大学をはじめとする周辺施設等との効果的な連携を行う施設」とありますが、競技者の競技力向上を目指したスポーツ・体力測定を周辺大学と連携して行うことや、県立図書館および新生美術館が行う事業との連携も含まれると理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
23	要求水準書 (案)	整備方針	8	1	(1)	③	エ				スポーツ興行の利用を想定されておりますが、どの種目までを想定しているのかご教示下さい。	事業者の提案に委ねることとします。
24	要求水準書 (案)	県および関係機関との調整	8	1	(1)	③	エ				「コンベンション会場やスポーツ興行の利用を想定」とありますが、具体的なイベントの想定があれば教えてください。	入札公告時に、ウカルちゃんアリーナ(現県立体育館)の利用状況をお示しします。
25	要求水準書 (案)	事業用地の概況	9	1	(2)	②					「正式な高さ調査については事業開始後選定事業者が実施すること」とありますが、入札公告までに示す資料と調査の高さの相違がある場合は、土地の瑕疵としてそのリスクは県が負うと理解して宜しいでしょうか。	入札公告時に示した資料と大幅に相違が生じ、事業者に負担が生じた場合は県の負担とします。
26	要求水準書 (案)	事業用地の概況	9	1	(2)	②					「正式な高さ調査については事業開始後に選定事業者が実施すること。」とありますが、実施方針P25別紙の用地未確保リスクに明示されているように、提案内容を実現するために設計変更が生じて費用が増額になった場合、合理的な増加費用は貴県の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.25の回答を参照してください。
27	要求水準書 (案)	事業用地の概況	9	1	(2)	②					境界処理の対象が示されていますが、この表現だけでは工事範囲が不明確です。全体的に、土地整備に関する負担区分(貴県・選定事業者)や、建設着工時の事業用地状態などをご教示ください。 ※法面処理は、内容によっては防災上の観点から造成工事の段階で行っておく対応と考えます。	入札公告時にお示しします。
28	要求水準書 (案)	事業用地の概況	9	1	(2)	②					境界処理ですが、物理的な構造物の構築にかかる費用は選定事業者だと思いますが、境界の確定は貴県の負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
29	要求水準書 (案)	インフラ整備状況	9	1	(2)	③					各種インフラ整備について、協議を行う業者を各々ご指示くださいますでしょうか。	上下水道およびガスについては大津市企業局となります。それ以外については事業者にてご確認ください。
30	要求水準書 (案)	インフラ整備状況	9	1	(2)	③					インフラ業者からの要請については、設計変更に該当するという認識でよろしいでしょうか。	県と事業者で協議することとします。
31	要求水準書 (案)	周辺道路	9	1	(2)	③	ア				東側アクセス道路は、舗装等を事業者提案で実施するため、道路法が適用されない道路と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 (案)	周辺道路状況	9	1	(2)	③	ア				別紙2事業用地図をみると、東側アクセス道路の大半が事業用地外であるものの、維持管理区域となっています。維持管理区域とは事業用地内と考えますが、貴県のご見解をご教示ください。	維持管理区域は事業用地内とします。(別紙2を修正します。)
33	要求水準書 (案)	周辺道路状況	9	1	(2)	③	ア				「県は東側アクセス道路の整備を行う予定」とありますが、アクセス道路とはどのような位置付けになるのでしょうか。また、規模や仕様をご教示ください。例えば、工事期間中の工事車両の通行や、開業後に大型バスの通行を想定されているのでしょうか。	アクセス道路については、道路法が適用されない道路の位置付けになります。工事車両や大型バスの通行を想定しており、規模や仕様については、入札公告時にお示しします。
34	要求水準書 (案)	下水道	10	1	(2)	③	ウ				県が整備する公共枅の具体的な概要(位置、規模等)についてご教示願います。	入札公告時にお示しします。
35	要求水準書 (案)	雨水	10	1	(2)	③	オ				県が整備する雨水調整池の具体的な概要(位置、規模等)についてご教示願います。	入札公告時にお示しします。
36	要求水準書 (案)	地盤状況	10	1	(2)	④					選定事業者自ら実施する地質調査については、いつから行えるでしょうか。	県と事業者との調整により実施することとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
37	要求水準書 (案)	地盤状況	10	1	(2)	④					選定事業者自ら実施する地質調査により「別紙3事業用地盤データ」と現地の状況が異なることが判明し、工事計画の変更が生じる場合、P33-3-(2)-(オ)設計変更に該当し、増加費用は貴県に負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に示した資料と大幅に相違が生じ、事業者に負担が生じた場合は県の負担とします。
38	要求水準書 (案)	地盤状況	10	1	(2)	④					上記に加え、選定事業者が合理的な地質調査を行ったとしても知りえなかった地盤状況により、工事計画の変更が生じる場合、P33-3-(2)-(オ)設計変更に該当し、増加費用は貴県に負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	質問No.37の回答を参照してください。
39	要求水準書 (案)	埋蔵文化財	10	1	(2)	⑤					新たに遺構等が発見された場合で工事計画変更となった場合の増額分については貴県の負担との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示した資料等では予測できなかった埋蔵文化財や土壌汚染等の建設障害が本敷地に発見された場合の取扱いについては、入札公告時に示します。
40	要求水準書 (案)	埋蔵文化財	10	1	(2)	⑤⑥					工事中新たに埋蔵文化財や土壌汚染が判明し、工事計画の変更が伴う場合、P33-3-(2)-(オ)設計変更に該当するという認識でよろしいでしょうか。	質問No.39の回答を参照してください。
41	要求水準書 (案)	事業用地の土壌調査	10	1	(2)	⑥					県が開発工事に伴い実施した結果、自然由来も含め土壌汚染があった場合、全て貴県のリスクと理解してよろしいでしょうか。	質問No.39の回答を参照してください。
42	要求水準書 (案)	建物規模	10	1	(3)	①	ア				延床面積14,000㎡程度について、上限・下限値があればご教示ください。	14,000㎡を目安とし、全ての要求水準を満たすことを条件としたうえで、事業者の提案とします。
43	要求水準書 (案)	建物規模	10	1	(3)	①	ア				「程度」の面積幅をご教示頂けますでしょうか。	質問No.42の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
44	要求水準書 (案)	建物規模	10	1	(3)	①	ア				「本施設の床面積は14,000㎡程度とする」とありますが、13,000㎡から15,000㎡としても良いと理解しても宜しいでしょうか。	質問No.42の回答を参照してください。
45	要求水準書 (案)	建物規模	10	1	(3)	①	ア				本施設の延床面積は14,000㎡程度とありますが、許容範囲は±10%との理解で宜しいでしょうか。	質問No.42の回答を参照してください。
46	要求水準書 (案)	施設整備の概要	11	1	(3)	①	イ				多目的広場の面積の想定と、利用料金制度を想定しているのかご教示下さい。	入札公告時にお示しします。なお、利用料金の考え方については、要求水準書(案)P50のイ利用料金を参照してください。
47	要求水準書 (案)	施設整備の概要	11	1	(3)	①	イ				トレーニング室の広さの想定が御座いましたらご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
48	要求水準書 (案)	施設構成	11	1	(3)	①	イ				メインアリーナ、サブアリーナ以外の諸室の想定面積はありますでしょうか。(最低〇〇㎡必要等)	入札公告時にお示しします。
49	要求水準書 (案)	施設構成	11	1	(3)	①	イ				メインアリーナの観客席数について「1階観客席2,500席以上:電動式の壁収納型可動席1,600席以降+椅子による仮設席」とありますが、仮設席はイベントごとの持込み対応という認識で宜しいでしょうか。	仮設席についても体育館で用意することとしますので、事業者で調達願います。
50	要求水準書 (案)	施設構成	11	1	(3)	①	イ				観客席について、座席の仕様は事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
51	要求水準書 (案)	施設構成	11	1	(3)	①	イ				サブアリーナの高さについて「12m以上」とありますが、バレーボールの公式試合は12.5m以上の高さが必要です。バレーボールの公式試合は想定しないということで宜しいでしょうか。	サブアリーナの高さとしては12m以上を要求水準としていますが、12.5m以上の提案も可能です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
52	要求水準書 (案)	施設構成	11	1	(3)	①	イ				多目的広場について、「防災面でも活用できる」とありますが、本計画地および本計画施設は貴県の防災計画において、どのような位置づけとなるのかご教示ください。	災害対策基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所、同法第49条の7に定める指定避難所および滋賀県地域防災計画に定める広域陸上輸送拠点への位置付けを想定しています。
53	要求水準書 (案)	多目的広場	11	1	(3)	①	イ				防災面でも活用できる多目的広場とは、どこまでを想定されているでしょうか。一次避難場所など。	施設全体として、災害対策基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所、同法第49条の7に定める指定避難所および滋賀県地域防災計画に定める広域陸上輸送拠点への位置付けを想定しています。
54	要求水準書 (案)	自由提案施設	11	1	(3)	①	イ				「県の財政負担の軽減にも寄与」の意味合いをお示しください。自由提案事業は独立採算で行われる事業であることから、自由提案事業を実施することによる波及効果(施設利用者の増等)により、間接的に貴県の財政負担が軽減されることを期待されている、との理解で宜しいでしょうか。	自由提案事業の実施により、直接的または間接的に、県からのサービス購入料が軽減することを想定しています。
55	要求水準書 (案)	自由提案施設	11	1	(3)	②					「県の財政負担の軽減にも寄与する」とは、具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	質問No.54の回答を参照してください。
56	要求水準書 (案)	施設整備の概要	11	1	(3)	②					自由提案施設は本施設と一体で整備することが求められておりますが、整備費についても県の負担と考えて宜しいでしょうか。	自由提案施設の施設整備費について、県は事業者サービス購入料としてお支払します。
57	要求水準書 (案)	自由提案施設	11	1	(3)	②					「原則として、維持管理区域内に整備すること」とありますが、例外として認められる場合・要件をお示し願います。	維持管理区域外に整備することができる要件等は定めておりません。
58	要求水準書 (案)	自由提案施設	11	1	(3)	②					「(原則として、維持管理区域内に整備すること)」とありますが、例外が認められるのでしょうか。その場合、例外規定を詳細にご教示ください。	質問No.57の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
59	要求水準書 (案)	地域性	11	2	(1)		ア	(ア)			県内企業の参画や県内産の木材の使用の記載がありますが、今後公表される落札者決定基準等で、評価される項目と理解してよろしいでしょうか。	県内企業の参画や県内産の木材の使用は重要と考えておりますが、落札者決定基準は、入札公告時にお示しします。
60	要求水準書 (案)	長寿命	12	2	(1)		イ	(イ)			「大規模修繕等を考慮した予防保全を行うこと」とありますが、使用機器の中でメーカー等が予測不能な時期に製造中止となった場合の予備機器の準備費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	別途お支払いすることは想定しておりません。
61	要求水準書 (案)	周辺環境保全性	12	2	(1)		イ	(オ)			具体的な緑化基準がありましたらご教示いただけますでしょうか。	事業用地周辺が森林であることを踏まえた緑化としてください。
62	要求水準書 (案)	災害対策	13	2	(1)		ウ	(ク)			指定緊急避難場所、指定避難所、広域陸上輸送拠点への位置づけを想定されていますが、これら避難場所等に指定することによって生じる対応で、事業者が行う役割があればご教示ください。	施設の開放や避難者の誘導等が想定されません。
63	要求水準書 (案)	その他	13	2	(1)		ウ	(ク)			指定緊急避難場所として、配慮すべき事項、備えるべき設計上の条件について、御教示ください。	災害対策基本法等で規定する基準を満たすこととしてください。
64	要求水準書 (案)	その他	13	2	(1)		ウ	(ク)			広域陸上輸送拠点として、配慮すべき事項、備えるべき設計上の条件について、御教示ください。	事業者の提案に委ねることとしますが、十分な耐荷重の確保、大型車両の進入路の確保、敷地内における資材置き場の確保など、荷物の搬出入に配慮した計画としてください。
65	要求水準書 (案)	災害対策	13	2	(1)		ウ	(ク)			「災害対策基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所、同法第49条の7に定める指定避難場所および滋賀県地域防災計画に定める広域陸上輸送拠点への位置付けを想定」とありますが、防災拠点として必要な諸室(防災倉庫等)の記載がありません。現状でお考えの諸室(必要面積)があればご教示ください。また、特別な備品を事業者側での整備の有無をご教示ください。	入札公告時にお示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
66	要求水準書 (案)	災害時の対応	13	2	(1)		ウ	(ウ)			災害時に通常の維持管理・運営以上の特別な対応が求められた場合、費用は貴県にご負担いただけますでしょうか。	県と事業者で協議することとします。
67	要求水準書 (案)	ロッカー	13	2	(1)		エ	(ア)			ロッカーについて料金徴収は可能でしょうか。	料金徴収については可能としますが、詳細については入札公告時にお示しします。
68	要求水準書 (案)	サイン計画	14	2	(1)		オ	(ア)			サイン計画の詳細については、事業者の選定後に協議を行うとありますが、提案したサイン計画が大きく変更される可能性はないと理解してもよろしいでしょうか。また変更がある場合は、県に対し追加費用を請求できると理解して宜しいでしょうか。	サイン計画の詳細については、事業者選定後に協議を行うことから、追加費用については、発生しないものと考えております。
69	要求水準書 (案)	光環境	15	2	(1)		オ	(エ)			公式競技に準拠した照明基準・規格については、メインアリーナ・サブアリーナで想定される各種競技を指しており、興業等で別競技等が行われることは考慮しなくて良いとの理解で良いか。	要求水準書(案)P8の③目指す姿 エ 多機能、多目的な利用への対応を考慮してください。
70	要求水準書 (案)	熱環境	15	2	(1)		オ	(オ)			空調システムを検討する際の最大利用人数としては、メインアリーナ5000席・サブアリーナ200席での利用時と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねることとしますが、メインアリーナ5,000席以上、サブアリーナ200席以上の席数設定や運営形態を考慮した計画としてください。
71	要求水準書 (案)	情報化対応性	16	2	(1)		オ	(ケ)			ネットワーク環境及びICT設備の導入基準をお示しいただけますでしょうか。	Wi-Fi環境については、「びわ湖FreeWi-Fi」を設置してください。その他のネットワーク環境ならびにICT設備については、事業者の提案に委ねることとします。 なお、適切な情報セキュリティ対策を講じられるよう「指定管理者情報セキュリティ遵守事項」に留意してください。
72	要求水準書 (案)	全体計画	16	2	(1)		ア				「ただし、事業用地内の全面禁煙までは求めない」とありますが、屋外の喫煙コーナーを設置することは可能でしょうか。逆に事業用地内を全面禁煙とすることは可能でしょうか。	事業者の提案により、いずれも可とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
73	要求水準書(案)	建築計画	16	2	(2)		ア				「建物内は禁煙とすること」とありますが、本体とは別に喫煙室を設置することは可能でしょうか。	不可とします。
74	要求水準書(案)	全体計画	17	2	(2)		ア				災害時に避難民を収容する可能性があることに配慮した計画とありますが、収容する避難民の人数についてどの程度を見込めばよいでしょうか。またこの記載は、施設内に収容するという意味であると解釈してよいでしょうか。	避難所としての収容人数は、2,650人以上を想定しておりますが、詳細は今後大津市との協議によります。なお、避難民は原則、施設内に収容することを想定しております。
75	要求水準書(案)	要求水準書(案) 建築計画	17	2	(2)		ア				「災害時に避難民を収容する可能性があることに配慮した計画」とありますが避難民をどの程度見込めば良いかご教示いただけますでしょうか。	質問No.74の回答を参照してください。
76	要求水準書(案)	全体計画	17	2	(2)		ア				「来館者車両の当該病院施設等への影響が最小限となる計画とすること」とありますが、滋賀医科大学等と事業者が事前に協議することは困難かと思われます。貴県にて交通制限等について要求水準としてご教示ください。	要求水準としてお示しする予定はありません。
77	要求水準書(案)	アリーナ 共通事項	18	2	(2)		ウ				「各種競技コートの配置については、設計時に県と調整を調整を行うこと」とありますが、諸室の配置計画に影響する恐れがありますので、要求水準として頂けないでしょうか。	原文のままとします。
78	要求水準書(案)	アリーナ部門共通事項	18	2	(2)		ウ				「仮設対応によるテレビ中継を想定し、電源設備の確保やテレビ中継者からアリーナへの映像ケーブルのルートを確保する」とありますが、電源設備の確保は常設ですか？もしくは非常設(興行主が準備)ですか？	常設とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
79	要求水準書 (案)	メインアリーナ本部 室	19	2	(2)		ウ				アリーナ全体の様子を確認する手段として、モニター等を用いることも可能でしょうか。	モニター利用も妨げませんが、目視によりアリーナ全体の様子が確認できる計画としてください。
80	要求水準書 (案)	アリーナ有効高さ	18	2	(2)		ウ				アリーナ有効高さについては、競技エリアの上部においてそれぞれ満たしておれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画	18	2	(2)		ウ				アリーナ部門 共通事項 「各種競技コートの配置については、設計時に県と調整を行うこと」とありますが、コートの離隔距離等の要望により、競技面のサイズ(69mx40m)が大きく変更になることはないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画	18	2	(2)		ウ				アリーナ部門 共通事項 「照明は、各種競技の公式試合に対応する照度を確保」とありますが、プロスポーツでは公式試合以上に照度を求められる場合があります。プロスポーツ開催時に必要な照度は持込み対応という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画	18	2	(2)		ウ				「アリーナ部門 共通事項 天井に明り取りを設置しないこと」とありますが、屋根へのトップライト設置は不可、壁面ハイサイドライトの設置は可と考えてよろしいでしょうか。また、天井に明り取り設置不可のお考え・懸念事項(メンテナンス性・雪害等)についてご教示ください。	天井(屋根)と同一面の明り取り(トップライト)の設置は、メンテナンス性や雨漏り等による支障が懸念されるため不可とします。なお、壁面部分へのハイサイドライトは、各懸念等への対応や遮光性を確保できる前提として、設置可とします。
84	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画 (アリーナ部門 共通事項)	18	2	(2)		ウ				アリーナ面の床材はフローリング以外で計画してもよろしいでしょうか。	不可とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
85	要求水準書 (案)	諸室の要求水準	18	2	(2)		ウ				アリーナ部門共通要求水準に窓の遮光はカーテンとするとありますが、ロールスクリーンでもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P15の(エ)光環境等の要求水準を充足することを条件として、事業者の提案に委ねることとします。
86	要求水準書 (案)	諸室の要求水準	18	2	(2)		ウ				アリーナ部門共通要求水準に「天井に明り取りを設置しないこと」とありますが、必要に応じて遮光できる仕様とした場合でも設置不可でしょうか。	質問No.83の回答を参照してください。
87	要求水準書 (案)	メインアリーナ観客席	19	2	(2)		ウ				「貴賓席」について、必要な規模・要件(設え、設備、動線、セキュリティ等)があればご教示いただけますでしょうか。	事業者の提案に委ねることとしますが、VIP対応に支障がないようにしてください。
88	要求水準書 (案)	メインアリーナ観客席	19	2	(2)		ウ				貴賓席について、一般の観客席とは独立した室とする必要がありますでしょうか。	質問No.87の回答を参照してください。
89	要求水準書 (案)	メインアリーナ観客席	19	2	(2)		ウ				貴賓席は2階観客席2500席のうち数として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 (案)	選手・スタッフ用ロビー	19	2	(2)		ウ				「選手のアップスペース」について想定する競技やアップの具体的な内容があればご教示いただけますでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
91	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画	20	2	(2)		ウ				スポーツ・体力測定室の器具については、どのような器具を想定しているのかご教示下さい。トップアスリートの身体能力測定等を想定しておりますでしょうか。	入札公告時にお示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
92	要求水準書 (案)	附属諸室部門 スポーツ活動諸室 スポーツ・体力測定 室	20	2	(2)		ウ				「スポーツ・体力測定室は、競技者の健康や体力の測定を行い、健康づくりや体力づくり等に関する相談に応じるとともに、運動メニューの作成等を行う場として設置する」とありますが、県立スポーツ会館で実施している内容の維持または充実と考えてよろしいか。	「新県立体育館施設整備基本計画」では、拠点整備の目指す姿の一つとして「多機能、多目的な利用への対応」があり「手軽な運動や防災拠点など多目的に活用できる広場の整備を行うとともに、現在の県立スポーツ会館が有するトレーニング機能を併設することにより、医科学的な要素を含め、効果的なトレーニングを実施できる施設とする。」としております。具体的には、事業者にてご判断ください。
93	要求水準書 (案)	更衣室	20	2	(2)		ウ				各更衣室の利用人数の想定をご教示ください。また、必要に応じて更衣室を複数個所に分けて配置する場合は、その合計で人数を確保できれば宜しいでしょうか。	入札公告時にお示します。
94	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画	20	2	(2)		ウ				諸室関係の具体的な仕様は入札公告までに具体的に開示されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書 (案)	競技団体交流室	22	2	(2)		ウ				想定されている各競技団体のリストをご教示いただけないでしょうか？	今後、調整する予定です。
96	要求水準書 (案)	競技団体交流室	22	2	(2)		ウ				競技団体交流室において事業者が特別に行う業務はないとの理解でよろしいでしょうか。(維持管理・運営業務に含まれる通常業務は除く)	ご理解のとおりです。
97	要求水準書 (案)	競技団体交流室	22	2	(2)		ウ				競技団体交流室に、事務スペース及び打合せスペースの両方を設置と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
98	要求水準書 (案)	競技団体交流室	22	2	(2)		ウ				「各競技団体が組織・運営体制を強化し、継続して競技力の向上やスポーツ・健康づくりに取り組めるよう、事務スペースを設置する」とありますが、利用人数の想定があればご教示ください。また、競技団体ごとに事務スペースが必要なのでしょうか。利用形態としては、各競技団体の方が半常駐されるような使われ方なのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
99	要求水準書 (案)	管理・共用部・その他部門 事務室等管理諸室 競技団体交流室	22	2	(2)		ウ				P8③の目指す姿として「競技スポーツだけでなく生涯スポーツや健康づくりの拠点」とされており、競技団体交流室には、生涯スポーツに関する地域の機関・団体の事務スペースを併せて設置することを想定すべきと考えられますがいかがでしょうか。また、競技団体を統括する機関・団体の事務スペースについてはいかがでしょうか。	入札公告時にお示しします。
100	要求水準書 (案)	管理・共用部・その他部門 共用エリア エントランスホール 兼展示スペース	22	2	(2)		ウ				「県ゆかりのトップアスリート関連の展示スペースを設ける。また、施設やスポーツに関する情報を掲示するスペースを設ける」とありますが、県立スポーツ会館等で展示している県内スポーツに関する展示と同様に考えてよろしいか。	事業者の提案に委ねることとしますが、県民のスポーツへの関心、意識の高揚を引き出すような提案をお願いします。
101	要求水準書 (案)	エントランスホール 兼展示スペース	22	2	(2)		ウ				「アスリート関連の展示スペースを設ける」とありますが、具体的にどのような物を展示予定でしょうか。又、展示ケース等必要であれば、要求水準として頂けないでしょうか。	賞状や盾、関係するスポーツ用具などの展示を想定していますが、展示ケースを含め、展示方法については、事業者の提案に委ねることとします。
102	要求水準書 (案)	キッズルーム	22	2	(2)		ウ				キッズルームについては保護者同伴での無償利用を前提とした施設との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
103	要求水準書 (案)	レストラン・カフェ等	22	2	(2)		ウ				施設、サービスの規模・内容は通常運営の範囲内で計画し、国体等の大規模イベント時の対応は別途と理解してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。なお、施設の規模については、入札公告時にお示しします。
104	要求水準書 (案)	諸室の配置等計画 レストラン・カフェ等	22	2	(2)		ウ				「厨房設備を設け、飲食・喫茶サービスを提供できる計画とする」とありますが、厨房設備とほどの程度のものを想定されておられるのでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
105	要求水準書 (案)	電気設備全般事項	24	2	(4)		ア	(ア)			「維持管理・運營業務での使用量が分かる電力量計を必要箇所に設置」とありますが、施設全体の使用電力量ではなく、維持管理・運營業務を行うにあたっての電力量を把握する必要がありますのでしょうか。その場合、その電力量を把握する理由(数値を使用する理由)についてご教示ください。	メインアリーナ、サブアリーナおよび独立採算で運営する施設については、電力量を把握する必要があると考えています。
106	要求水準書 (案)	電気設備全般事項	24		(4)			(ア)			「受変電設備、等の主要機器は屋内設置をすること」とありますが、この要求は必須でしょうか。	必須です。
107	要求水準書 (案)	自家用発電設備	25	2	(4)		ア	(イ)	e		自家用発電設備の燃料について、天災等により自家用発電設備が稼働し燃料を消費した場合、不可抗力扱いとなり、燃料の補充費用等についても予め定める不可抗力のリスク分担が適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書 (案)	自家用発電設備	25	2	(4)		ア	(イ)	e		下記の内容で自家用発電設備が稼働した場合の燃料の補充は貴県の負担との理解でよろしいでしょうか。 ・災害が発生し運転 ・保守点検にて運転	災害が発生し運転した場合は、本県が負担しますが、保守点検にて運転した場合は、事業者の負担となります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(イ)	英字	(英字)		
109	要求水準書 (案)	自家用発電設備	26	2	(4)		ア	(イ)	g		公衆電話の設置及び管理は貴県が行うという理解でよろしいですか。	公衆電話の設置については、事業者の提案に委ねることとします。提案により設置される場合、管理は事業者で行ってください。
110	要求水準書 (案)	構内情報通信網設備	26	2	(4)		ア	(イ)	h		「WiFi環境を館内全域に設置すること」とありますが、多大なイニシャル・ランニングコストが発生するため、非現実的と存じます。設備室等のバックヤードについては除外してよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
111	要求水準書 (案)	構内情報通信網設備	26	2	(4)		ア	(イ)	h		Wi-Fiについてはアクセスポイントの数量をお示しいただけますでしょうか。	質問No.110の回答を参照してください。
112	要求水準書 (案)	WiFi	26	2	(4)		ア	(イ)	h		WiFiは施設利用者向けでしょうか、それとも事業者の業務用でしょうか。前者の場合料金を徴収することは可能でしょうか。	WiFiは施設利用者向けに整備することを想定しています。Wi-Fi環境については、「びわ湖FreeWi-Fi」を設置してください。
113	要求水準書 (案)	音響・視聴覚設備	27	2	(4)		ア	(イ)	p		「アリーナは、大会主催者等が持ち込んだ昇降式の大型映像装置を設置できるよう考慮」とありますが、大型映像装置を設置できる昇降ボタンを設置することが求められているとの理解で宜しいでしょうか。また、上記の場合、昇降ボタン下で有効高さを確保できれば宜しいでしょうか。メインアリーナだけでなく、サブアリーナにも設置する可能性があるのでしょうか。	大型映像装置用の昇降ボタン設置は要求水準ではありませんので、事業者にてご判断ください。サブアリーナでの対応は不要です。
114	要求水準書 (案)	音響・視聴覚設備	27	2	(4)		ア	(イ)	p		「アリーナは、大会主催者等が持ち込んだ昇降式の大型映像装置を設置できるよう考慮すること」とありますが、大型映像装置は常設でない前提で提案するという理解でよろしいでしょうか。	大型映像装置の常設は要求水準ではありませんが、常設の提案も可とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
115	要求水準書 (案)	中央監視設備	27	2	(4)		ア	(イ)	q		「インターネット等により、外部のパソコン等で警報監視をできるものとする」とありますが、本内容は施設外での遠隔監視ができるよう整備する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書 (案)	中央監視設備	27	2	(4)		ア	(イ)	q		警報監視とは状態監視でしょうか。その場合、監視対象をお示しいただきたい。また、外部アクセスする場合のセキュリティポリシーをお示しいただきたい。	事業者の提案に委ねることとします。
117	要求水準書 (案)	充電設備	27	2	(4)		ア	(イ)	s		「全ての国産メーカーに対応可能な充電スタンドを設けること。なお、充電スタンドは課金ができるようにしておくこと」とありますが、充電スタンドの仕様、課金方式の仕様があればお示しください。	事業者の提案に委ねることとします。
118	要求水準書 (案)	電気自動車充電設備	27	2	(4)		ア	(イ)	s		充電スタンドは課金ができるようにしておくこととの事ですが、収入については事業者の収入になるとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 (案)	充電スタンド	27	2	(4)		ア	(イ)	s		充電設備の維持管理・運営に掛かる収入・費用の帰属は貴県でしょうか、事業者でしょうか。	収入については事業者の収入になります。費用については事業者負担となります。
120	要求水準書 (案)	外構計画	29	2	(5)		ア				「県が実施する基盤造成については、原則変更しない計画とする」とありますが、利用者動線等に配慮し、一部変更する提案は、可能と理解して宜しいでしょうか。	県が行う基盤造成については、入札公告時に詳細資料をお示しする予定です。変更の程度にもよりますが、原則として変更しない計画に基づく施設整備を考えております

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
121	要求水準書 (案)	外構計画	29	2	(5)		ア				「県が実施する基盤造成については、原則変更しない計画とすること。」とありますが、実施方針P25別紙の用地未確保リスクに明示されているように、提案内容を実現するために設計変更が生じて費用が増額になった場合、合理的な増加費用は貴県の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案内容を実現するための設計変更は、事業者の負担とします。
122	要求水準書 (案)	外構計画 基本事項	29	2	(5)		ア				対象は事業用地内維持管理区域とありますので、東側アクセス道路の大半は対象外との考えで宜しいでしょうか。	東側アクセス道路は維持管理区域内です。(別紙2を修正します。)
123	要求水準書 (案)	外構計画 アプローチ	29	2	(5)		イ				前面道路から計画地への進入に関し、信号機新設の予定があるかご教示ください。	現在新設の予定はありませんが、今後設置する可能性もございます。
124	要求水準書 (案)	外溝計画	30	2	(5)		ウ				駐車場の900台の常設・臨時の内訳の想定が御座いましたらご教示下さい。	常設400台程度、臨時500台程度を想定しておりますが、詳細については入札公告時にお示しします。
125	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場	30	2	(5)		ウ				常設・臨時合わせて900台以上の駐車場を確保とありますが、常設の必要台数をご教示ください。	質問No.124の回答を参照してください。
126	要求水準書 (案)	外構計画	30	2	(5)		ウ				駐車台数は常設・臨時合わせて900台以上のことですが、想定の比率はありますでしょうか。	質問No.124の回答を参照してください。
127	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場	30	2	(5)		ウ				「原動機付自転車および自動二輪車、自転車等の駐輪場については200台以上を設けること」とありますが、電動自転車の充電等の対応は必要でしょうか。必要であれば、その設備や課金について仕様があればお示しください。	電動自転車用の充電は要求水準ではありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
128	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場	30	2	(5)		ウ				原動機付自転車および自動二輪車、自転車等の駐輪場については、合計で200台以上設ければよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書 (案)	外構計画	30	2	(5)		ウ				駐輪場台数は自動二輪、原付、自転車合わせて200台以上とのことですが、想定の比率はありますでしょうか。	想定比率はありません。
130	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場	30	2	(5)		ウ				「障害者用駐車スペース」と「身体障害者用駐輪場」は同じとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場	30	2	(5)		ウ				身体障害者用駐輪場および自転車用の駐輪場については、設ける台数は事業者提案による、という解釈でよいのでしょうか。	身体障害者用等駐輪場については、全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上としてください。 また、詳細な基準については、以下アドレスのだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則をご確認ください。 【 http://www.pref.shiga.lg.jp/ud/01-jourei/01-kisokubun.html 】 駐輪場については、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の趣旨を鑑み、適切な台数以上としてください。
132	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				「イベント開催時に臨時駐車場として利用できる多目的広場を設けること」とありますが、県立彦根総合運動場の多目的広場のような使用方法と考えるとよろしいか。	気軽に運動やトレーニングができ、多様なイベントへの対応ができる施設を想定しています。
133	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				「イベント開催時に臨時駐車場として利用できる多目的広場を設けること」とありますが、駐車可能台数や多目的広場の面積、芝面積の比率、利用を想定する競技やイベントなど仕様があればお示しください。	駐車台数については、質問No.124の回答を参照してください。面積については、入札公告時にお示しします。芝生の活用については、配慮いただきたいと考えています。 多目的広場は、気軽に運動やトレーニングができ、多様なイベントへの対応、防災面での活用ができる場所を想定しております。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
134	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				グラウンドとしての使用を考慮すること、とありますが想定している具体的な使用方法はありますか。	質問No.132の回答を参照してください。
135	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				多目的広場の利用競技の制限や大きさ等、要求水準が現段階であればご教示下さい。	質問No.132の回答を参照してください。
136	要求水準書 (案)	外構計画 多目的広場	29	2	(5)		エ				グラウンド地面の仕様に指定はございますでしょうか。グラウンドの臨時駐車場利用が前提となれば、仕様によって維持管理コストが変わります。	事業者の提案に委ねることとしますが、県としては芝生の活用にも配慮いただきたいと思いますと考えております。
137	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				「芝生の活用に配慮」とありますが、必ずしも芝生としなくともよいと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				芝生の活用に配慮すること、とありますが人工芝としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書 (案)	多目的広場	30	2	(5)		エ				「芝生の活用に配慮すること」とありますが、臨時駐車場としても利用されることから人工芝等も認めていただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書 (案)	事業用地内の植栽	30	2	(5)		カ				貴県が実施する造成工事は開発許可を踏まえたものとの認識であり、事前の天津市との緑化協議もなされるとの理解です。選定事業者が後々想定していない負担を負うことの無いよう、当該事前協議を十分に実施頂き、結果を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
141	要求水準書 (案)	事業用地内の植栽	30	2	(5)		カ				「開発条件で必要な緑地」が必要となる場合、 確定する見込みの時期をご教示ください。	県による造成事業の前となります。県による造成スケジュールは入札公告時にお示しします。
142	要求水準書 (案)	事業用地内の植栽	30	2	(5)		カ				ここでいう「事業用地内」とは、別紙2事業用地図の「維持管理区域」内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、別紙2を修正しますのでご確認ください。
143	要求水準書 (案)	維持管理区域内の排水設備	31	2	(5)		キ				「維持管理区域内から雨水調整池までの排水経路は事業者が整備を行うこと。」この排水経路は維持管理区域外の為、維持管理は不要で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書 (案)	誘導・案内標識	31	2	(5)		コ				道路標識を事業者の費用で設置するということでしょうか。	道路標識は公安委員会や道路管理者が設置するものであり、事業者には誘導・案内標識を設置いただきます。
145	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ア				当該業務は、貴県発注の計画地造成工事期間と重複することが想定されます。造成工事中に調査を行うことの支障はないでしょうか。また、その調整窓口は貴県になるのでしょうか。	必要に応じて県と協議を行ってください。なお、担当窓口は滋賀県県民生活部スポーツ局です。
146	要求水準書 (案)	事前調査業務・業務内容	32	3	(2)		ア				リスク分担から判断すると、地盤調査、事業用地の測量は、貴県側にて実施いただくことが望ましいものと思われまます。貴県のお考えをご教示ください。	県が実施した調査結果は、入札公告時にお示しします。それを踏まえ、事業者は要求水準書(案)P32の(2)事前調査業務を行っていただく必要があります。
147	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ア				電波障害事前調査は机上検討調査と考えて宜しいでしょうか。また、電波障害対策については事前調査費および対策工事費を想定して入札価格に含むと考えて宜しいでしょうか。	前段については、事業者にてご判断ください。後段については、ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
148	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ア				事業用地の測量とありますが、事業用地は県が造成を行うため、敷地境界測量や高低測量の設計データはいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示します。
149	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ア				事業用地の官民境界測量及び境界確定は県が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書 (案)	事前調査業務期間	32	3	(2)		イ				事前調査業務期間の計画を本施設の完成および引渡時期までに行うこととありますが、着工前の誤りでしょうか。	事前調査業務は、本施設の完成および引渡時期が間に合うように行うこととしてください。
151	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ウ				近隣住民への事前調査・建設工事の説明及び調整等に起因する事前調査及び建設工事の遅延は選定事業者の責任とする。とありますが、実施方針のリスク分担表No8.に記載のとおり、本事業を行政サービスとして実施することおよび県からの提示条件に起因するものは貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ウ				「近隣地区住民への事前調査」とは、何を指すのでしょうか。	近隣地区住民に対しての事前調査の説明および調整等は事業者が実施する、との意味です。
153	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ウ				近隣地区住民の地区の範囲をご教示ください。	上田上連合自治会を想定しています。
154	要求水準書 (案)	事前調査業務	32	3	(2)		ウ				大津市および近隣地区住民への説明および調整等の実施に対して「必要に応じて」とありますが、どのような場合を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	県が実施する説明会開催時を想定しています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
155	要求水準書 (案)	設計業務期間	33	3	(3)		イ				事前調査業務期間の計画を本施設の完成および引渡時期までに行うこととありますが、誤植でしょうか。	質問No.150の回答を参照してください。
156	要求水準書 (案)	設計変更	33	3	(3)		ウ	(オ)			選定事業者に追加的な費用が生じた際に県にご負担いただく費用には、追加費用にかかる割賦金利等も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	割賦金利については、合理的な範囲でお支払します。
157	要求水準書 (案)	基本設計および実施設計終了時の提出書類	34	3	(3)		エ				提出図書は、原図およびCADデータ(オリジナルCADデータおよび変換SFCデータ)とありますが、SFCをDXF(汎用CADデータ)とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	JWW形式またはSXF(P21)形式としてください。
158	要求水準書 (案)	鳥瞰図・透視図	35	3	(3)		エ	(ア)	c	(d)	景観シミュレーションとありますが、具体的にどのようなものを想定しているかご教示ください。	新県立体育館をコンピューターグラフィック等で作成したものを想定しています。
159	要求水準書 (案)	積算数量算出書、数量調書	36	3	(3)		エ	(イ)	f		設計施工一括契約であるPFI事業においては、一般的に積算数量算出書、数量調書の提出は不要と考えます。また、他のPFI事業案件で、数量調書を提出した事例も弊社にはございません。実施設計終了時に提出する工事費内訳書で詳細が示されますので、積算数量算出書、数量調書の提出は不要としていただけないでしょうか。	工事費内訳書等で数量が把握できることを前提として、積算数量算出書、数量調書の提出は不要とします。
160	要求水準書 (案)	施設整備業務	37	3	(4)		ウ	(ア)			建築確認申請(または計画通知)の建築主は県でしょうか。SPCでしょうか。ご教示ください。	SPCとなります。
161	要求水準書 (案)	施設整備業務	37	3	(4)		ウ	(ア)			建築確認申請の場合、民間確認検査機構に申請を提出することは可能でしょうか。	可能です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
162	要求水準書 (案)	施設整備業務	37	3	(4)		ウ	(ア)			申請に必要な申請手数料は県が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
163	要求水準書 (案)	建設工事関係書類	37	3	(4)		ウ	(ウ)	abcd		PFI事業の場合、事業契約締結から着工までかなりの時間を要し、契約時点では現場代理人等の選任が困難であるため、工事着工届、現場代理人等届、経歴書、工事工程表は「契約後5日以内」を「着工前」に変更いただけませんか。	着工前に変更します。
164	要求水準書 (案)	建設工事関係書類	37	3	(4)		ウ	(ウ)	e		下請負人については工事の進捗に合わせ順次選定していくため、建設工事下請負人報告書については随時の提出とさせていただけないでしょうか。	提出時期を着工前に変更します。提出後、変更が生じた場合、その都度提出してください。
165	要求水準書 (案)	建設工事関係書類	37	3	(4)		ウ	(ウ)	f		誓約書(下請負人用)とはどのような内容の書類でしょうか。	役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと等を誓約する書類です。
166	要求水準書 (案)	建設工事関係書類	37	3	(4)		ウ	(ウ)	g		契約額による内訳明細書とは、P.37 d工事費内訳書のことでしょうか。	契約額による内訳明細書とは、建設業務に当たる者が提出するものであり、事業者との契約に基づいた契約額による内訳明細書です。また、工事費内訳書は、実施設計終了時に設計業務に当たる者から提出されるものです。
167	要求水準書 (案)	建設に伴う近隣対応・対策	39	3	(5)		ウ	(エ)			施工について選定事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶などの事由により第三者へ損害を与えた場合における補修および補償は、選定事業者の負担には含まれないという認識でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
168	要求水準書 (案)	工事完成図書の作成・提出	41		(6)		ウ	(ウ)			提出図書は、原図およびCADデータ(オリジナルCADデータおよび変換SFCデータ)とありますが、SFCをDXF(汎用CADデータ)とさせていただきますともよろしいでしょうか。	質問No.157の回答を参照してください。
169	要求水準書 (案)	什器・備品等の調達・設置	42	2	(6)		ウ	(工)			什器・備品等の調達・設置の業務区分は「施設整備業務」に含まれますか。(実施方針P4コ事業範囲に関する事)	什器・備品等の調達・設置の業務区分は「施設整備業務」に含まれます。
170	要求水準書 (案)	什器・備品等の調達・設置	42	3	(6)		ウ	(工)			什器・備品等(リース契約)の所有が選定事業者となっていますが、リース会社との理解で宜しいでしょうか。	実際の所有者はリース会社になると考えますが、ここでの記載は、所有は県か選定事業者かという点から選定事業者としています。
171	要求水準書 (案)	什器・備品等の調達・設置	42	3	(6)		ウ	(工)			表中の自由提案ではない本施設の什器・備品等の調達にかかる費用は、購入・リース契約ともにサービス購入料に含むという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書 (案)	什器・備品等の調達・設置	42	3	(6)		ウ	(工)			自由提案事業の什器・備品等以外の什器・備品等は、購入・リースを問わず、貴県のサービス購入料でお支払いいただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書 (案)	什器・備品等の調達・設置	42	3	(6)		ウ	(工)			リース契約で調達した什器・備品等は「事業期間終了後に県の所有物となる計画とすること」とありますが、貴県に無償譲渡することになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
174	要求水準書 (案)	什器備品の調達・設置	42	3	(6)		ウ	(工)			文中に選定事業者と県での役割が記されていますが、この条件を守れば、施設整備費に算入するか、維持管理・運営費に算入するかは、事業者側の任意として宜しいでしょうか。又維持管理費もしくは運営費に計上するかも任意と判断してよろしいでしょうか。	自由提案事業を除き、購入の場合は施設整備費に、リース契約の場合は、維持管理・運営費に計上してください。
175	要求水準書 (案)	什器備品の調達・設置	42	3	(6)		ウ	(工)			「機能・性能満たすために必要な什器備品を設置」との記載ですが、アリーナで使用する現在時点で想定する競技種目は何だとお考えでしょうか。競技種目によって備品の大きさや重量などが異なり、施設計画にも多大な影響があります。現在時点での想定競技種目をご開示いただけませんかでしょうか。	入札公告時に、ウカルちゃんアリーナ(現県立体育館)の利用状況をお示しします。種目は事業者の提案に委ねることとします。
176	要求水準書 (案)	業務期間	43	1	(1)		ア				開業準備期間が2ヶ月だけですが、「開業準備期間以前で要求水準書に示されていない開業準備」は、貴県にて担当されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書 (案)	業務期間	43	1	(1)		ア				開業準備期間は2022年10月1日から11月末日となっていますが、業務範囲を考えると期間を前倒しすることは可能でしょうか。	開業準備期間を前倒しすることは不可とします。
178	要求水準書 (案)	業務期間	43	1	(2)		ウ				入札公告までに、予約システムの具体的な指針・整備内容は開示されるでしょうか。	入札公告時にお示しします。
179	要求水準書 (案)	館長および開業準備業務責任者等の配置	43	1	(3)						館長は開業準備責任者を兼ねることができる、開業準備責任者は業務担当者を兼ねることができる、と理解してよろしいでしょうか。	館長と開業準備業務責任者の兼務は認めません。また、開業準備業務責任者と業務担当者の兼務も認めません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
180	要求水準書 (案)	館長および開業準備業務責任者等の設置	43	1	(3)						「館長の下に開業準備業務責任者～」とありますが、館長と開業準備業務責任者は兼務してもよろしいでしょうか。	質問No.179の回答を参照してください。
181	要求水準書 (案)	予約システム整備業務	44	2	(3)						予約システム上(ネット上)での利用料金の課金・徴収を想定されておりますのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
182	要求水準書 (案)	予約システム整備業務	44	2	(3)						「ホームページを通して登録・予約ができるように施設予約システムを独自に整備し」とありますが、将来的に各県立スポーツ施設の統合的な予約システムに拡張できるよう想定しておくべきものと考えてよろしいか。	現段階では、県立スポーツ施設の統合的な予約システムに拡張することまでは想定しておりません。
183	要求水準書 (案)	開業前の利用受付	44	2	(4)			ア	(イ)		供用開始前から利用受付業務を開始するにあたり、それ以前に指定管理者として指定されるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
184	要求水準書 (案)	開業前の利用受付	44	2	(4)			ア	(イ)		開業準備期間中における施設利用者からの利用受付については、指定管理者として利用許可を行うことが可能で、料金を収受についても可能と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
185	要求水準書 (案)	開業前の利用受付	44	2	(4)			ア	(イ)		団体等からの専用利用予約について、2022年度の大会等誘致のためには少なくとも平成2021年度の予約受付が必要と思料しますが、開業準備期間開始以前から、貴県による受付は行われるのでしょうか。その場合、その間に利用者から預かる利用料金は、開業準備の開始時に一括して事業者を引き継がれると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
186	要求水準書 (案)	開業前の利用受付	44	2	(4)		ア	(イ)			指定管理者として利用受付を行い、利用許可証を発行できるのは、当該施設の竣工・引渡後だと思われませんが、それ以前の利用許可証発行等、指定管理者としてしか行えない業務は貴県が行うという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
187	要求水準書 (案)	開館式典および内覧会	44	2	(4)		イ	(ア)			開館式典として行うときの招待者・招待者数の基準があればご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
188	要求水準書 (案)	開館式典	44	2	(4)		イ	(ア)			開館式典の県の招待者の人数の想定をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
189	要求水準書 (案)	開館式典および内覧会	44	2	(4)		イ	(ア)			提案コストに織り込むため、開館式典の招待者の人数等、貴県のお考えの目安などをご教示ください。	入札公告時にお示しします。
190	要求水準書 (案)	開館式典および内覧会	45	2	(1)		イ	(ア)			開館式典及び内覧会について、招待者数、実施時間等、想定されている実施規模についてご教示いただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
191	要求水準書 (案)	開館時間	46	1	(4)		イ				「大会開催時等には、必要に応じて前後1時間程度の柔軟な対応をすること。」とありますが、貴県が想定している大会の規模・種類・頻度等ご教示ください。	入札公告時に、ウカルちゃんアリーナ(現県立体育館)の利用状況をお示しします。
192	要求水準書 (案)	開館時間	46	1	(4)		イ				「午前8時30分から午後9時30分まで」とありますが、準備・片付けの時間を含めてこの時間ででしょうか。	利用者の準備・片付け等の時間を含みます。なお、大会開催時等には、必要に応じて前後1時間程度の柔軟な対応をお願いします。
193	要求水準書 (案)	開館時間	46	1	(4)		イ				大会開催時等に開館時間を延長した場合、主催者等に延長料金を請求することは可能でしょうか。	入札公告時にお示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
194	要求水準書 (案)	要求水準書(案)	46	1	(5)		ア				本施設の維持管理業務の中に警備業務の記載がありますが、警備業法第4条の認定はSPCが受けるのではなく、SPCから維持管理業務を請け負う維持管理企業が認定を受けていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	事業者にてご確認ください。
195	要求水準書 (案)	運営業務	47	1	(5)		イ	(イ)			利用料金の収受については、電子マネーやクレジット等を想定しておりますでしょうか。	電子マネーやクレジットによる利用料金の収受も可能です。
196	要求水準書 (案)	自由提案事業 の際の使用料 について	47	1	(5)		イ	(ク)			運営業務の担当企業が、参加費をとって行う自由提案事業を館内で行うことは良いのでしょうか。またその際は行政財産の目的外使用となり、所与の使用料が発生するとの考え方で宜しいでしょうか。	前段については、可能です。後段については、入札公告時にお示します。
197	要求水準書 (案)	館長および各業務 責任者	47	1	(6)		ア				館長および各業務責任者の資格要件はありますでしょうか。	業務内容に応じ、同種の維持管理・運営業務の経験と必要な知識および技能を有する者とし、法令等により資格を必要とする業務については有資格者を配置し、関係法令上の必要な届出を行うこととします。
198	要求水準書 (案)	館長および各業務 責任者	47	1	(6)		ア				「館長は、体育館の維持管理・運営に関する豊富な経験を有し、施設全体の維持管理・運営能力を備えた者とする」とありますが、豊富な経験を有しとは5年以上の経験と理解してよろしいか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。また、質問No.197の回答を参照してください。
199	要求水準書 (案)	館長および各業務 責任者	47	1	(6)		ア				「館長は体育館の維持管理・運営に関する豊富な経験を有し、施設全体の・・・能力を備えたものとする。」とありますが、経験年数等希望条件はありますでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。また、質問No.197の回答を参照してください。
200	要求水準書 (案)	館長および各業務 責任者	47	1	(6)		ア				「各業務責任者は、館長の指揮のもと、維持管理業務、運営業務それぞれの管理を行う」とありますが、各業務責任者の維持管理・運営に関する経験は、3年以上の経験と理解してよろしいか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。また、質問No.197の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
201	要求水準書 (案)	館長および各業務 責任者	47	1	(6)		ア				「不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対 応できるよう、他の従業者からあらかじめ責任 者代理として定めた人員を、本施設の開館時 間中は常に配置できる計画」とありますが、非 常時の責任者代理についても、維持管理・運 営に関する経験は、1年以上の経験と理解して よろしいか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。 また、質問No.197の回答を参照してください。
202	要求水準書 (案)	館長および業務責 任者	47	1	(6)		ア				「正社員」の定義をお示し願います。	正社員は、雇用期間に定めのない直接雇用 の社員を指します。
203	要求水準書 (案)	館長および各業務 責任者	47	1	(6)		ア				責任者の代理は、正社員でなくても良いでし ょうか(契約社員等)。	責任者の代理はSPCまたは運営業務、維持管 理業務を担う企業が直接雇用する正社員とし てください。
204	要求水準書 (案)	開館時間	47	1	(6)		ア				共通ユニフォームについては、例えば警備業 務担当者、清掃業務担当者がそれぞれ統一さ れたユニフォームを着用するという理解で宜し いでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
205	要求水準書 (案)	業務担当者	47	1	(6)		イ				館長が運営業務責任者を兼ねることは許容さ れていますが、その館長兼運営業務責任者 が、「総合管理・運営業務担当者」や「大学を はじめとする周辺機関との連携業務担当者」 を更に兼務して良いと理解してよろしいでし ょうか。	館長が運営業務責任者を兼ねることは許容し ていません。
206	要求水準書 (案)	業務報告書の作成・ 提出	49	1	(9)						四半期報は月次報と兼ねることはできないで しょうか。	四半期報と月次報を兼ねることはできません。
207	要求水準書 (案)	施設管理台帳の作 成	49	1	(10)						貴県の想定する施設管理台帳の内容(例えば 修繕履歴等)についてご教示下さい。	ご質問のとおり、修繕履歴等が記載されてい るものを想定しております。
208	要求水準書 (案)	指定管理者制度の 導入	49	1	(11)		ア				指定管理者の指定は事業契約締結と同時に 行うという理解でよろしいでしょうか。	同一議会への上程を予定しています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
209	要求水準書 (案)	利用料金	50	1	(11)		イ				「利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、選定事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定める」とありますが、利用者の観点から現県立体育館、県立スポーツ会館の料金体系を生かす方向として理解してよろしいか。	入札公告時にお示しします。
210	要求水準書 (案)	利用料金	50	1	(11)		イ				「利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、選定事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定める」とありますが、利用料金の減免の扱いについては、現県立体育館・県立スポーツ会館での考え方と同様と想定してよろしいか。	質問No.209の回答を参照してください。
211	要求水準書 (案)	緊急修繕業務	52	2	(3)		イ	(オ)			施設の破損に関し、帰責者が不明な場合の費用負担はどのようになりますでしょうか。	原則として事業者の負担としますが、詳細は入札公告時にお示しします。
212	要求水準書 (案)	定期点検	54	2	(4)		イ	(ウ)			「定期点検においては～納入メーカーによる実施を基本とする。」とありますが、本内容を満たしたうえで、定期点検について、メーカー点検指定やフルメンテナンス契約の指定は無く、すべて事業者の提案によるかの理解でよろしいですか。	エレベーターについては、フルメンテナンス契約としてください。
213	要求水準書 (案)	業務の方針	54	2	(4)		イ	(ウ)			「納入メーカーによる実施を基本とすること」とありますが、例えばエレベーター設備は本項記載の貴県趣旨や事業期間終了後には貴県管理が想定されていることを鑑みると、メーカーによるフルメンテナンス契約が必要と理解してよろしいでしょうか。	質問No.212の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
214	要求水準書 (案)	要求水準書(案) 緊急修繕業務	54	2	(4)		イ	(カ)			利用者・従業者・不審者の故意・過失で生じた破損、その他必要に応じて修繕・更新を行うこととありますが、実施方針P26の修繕リスクより上記の場合や帰責者不明時には県が費用を負担するという認識で宜しいでしょうか。	質問No.211の回答を参照してください。
215	要求水準書 (案)	備品等保守管理業務	56	2	(5)		ア				(什器・備品リストに示していない備品や、リースで調達される備品等も含む)と記載されていますが、リストに示していない備品とは既存備品の移設備品のことを示しているのでしょうか。	移設備品のほか、事業者の判断で購入される備品を指します。
216	要求水準書 (案)	備品等保守管理業務	56	2	(5)		ウ	(ウ)			備品台帳に関して ・台帳は県の規定のフォーマットがあるのでしょうか ・備品シールの用意及び備品へのシールの貼り付けは事業者の範囲ですか また、新規備品納品後、事業期間において備品維持管理は事業外と考えてよいですか。	備品台帳のフォーマットは、事業者選定後にお示しします。 備品シールのフォーマットは本県で指定しますが、シールの準備および貼り付けは事業者でお願いします。なお、備品の維持管理は事業範囲内とします。
217	要求水準書 (案)	外構施設保守管理業務	56	2	(6)		ウ				維持管理対象区域に隣接する対象外区域の管理者は県との理解で宜しいでしょうか。また、対象外区域への出入は事業用地内からアクセスになるものと理解しますが、この点に関するルール等、貴県の考えをご教示ください。	維持管理対象区域に隣接する対象外区域の管理者は本県となります。 また、対象外区域への出入りについては、事業者選定後、協議を行います。
218	要求水準書 (案)	構内除雪業務	57	2	(7)						本件は敷地が広大なため、数十年に一度レベルの大雪の際には、除雪の範囲を限定する等のご配慮をいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
219	要求水準書 (案)	修繕・更新業務	57	2	(8)		イ				「規模の大小に関わらずすべて実施」とありますが、維持管理期間14年4ヶ月では大規模修繕は発生しないと考えます。万が一、事業者が適切に保守管理をしたにもかかわらず、経年劣化等により大規模修繕が発生した場合は、費用負担も含め貴県による対応(事業範囲外)という理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕が発生した際は、事業者が実施してください(業務範囲に含まれます)。
220	要求水準書 (案)	修繕・更新業務	57	2	(8)		イ				「本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小にかかわらずすべて実施すること」とありますが、大規模修繕については事業外であり、経常修繕について実施するという認識で宜しいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。
221	要求水準書 (案)	要求水準書(案) 修繕・更新	57	2	(8)		イ				「必要な修繕・更新を規模の大小に関わらず全て実施すること」とありますが、大規模修繕は含まない認識で宜しいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。
222	要求水準書 (案)	修繕・更新業務	57	2	(8)		ウ	(イ)			照明の管球交換に関して、購入・交換・廃棄は費用も含め事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	要求水準書 (案)	修繕・更新の実施	57	2	(8)		ウ	(イ)			提案時の長期修繕計画にない、予期しない修繕が発生した場合は、貴県との協議により、事象によっては貴県の負担となることがある、との理解でよろしいでしょうか。	本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新について、提案時に予期しない修繕も含め、すべて実施してください。
224	要求水準書 (案)	清掃業務	59	2	(10)		ア				日常清掃及び定期清掃の対象範囲は、全諸室を対象として実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、実施頻度、実施時間は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
225	要求水準書 (案)	清掃業務	59	2	(10)		ウ	(ア)	a		満足度等の利用者調査については事業者が実施し、頻度、方法、対象者等は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書 (案)	廃棄物処理業務	60	2	(10)		ウ	(ア)	c		「ごみは、大津市が定めた方法により分別を行い、処理すること。」とありますが、事業系一般廃棄物・産業廃棄物処分は事業者業務負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書 (案)	警備業務	61	2	(12)		ウ				「大会時等には、～警備体制を整えること」とありますが、大会時(通常時)の利用者の誘導や案内は主催者側が実施し、事業者は火災等緊急事態にも対応可能なよう警備体制を整えるという理解でよろしいでしょうか。大会の運営方法や規模により警備方法は異なるため、通常時は主催者側による対応として頂きたい。事業者側提案とする場合、リスクをみるため事業費の増大につながります。	前段についてはご理解のとおりです。後段についてはご意見として承ります。
228	要求水準書 (案)	警備業務	62	2	(12)		ウ				駐輪場の放置自転車の処分について「一定期間保管した後」とありますが、貴県で想定されている撤去を行う頻度をご教示ください。	事業者の提案に委ねることとします。
229	要求水準書 (案)	基本方針	63	3	(1)						「利用者の平等な利用を確保すること」とありますが、P65. 3. (3). ア. (イ)に記載の「貸切使用」についての制限があれば御教示ください。	入札公告時にお示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
230	要求水準書 (案)	運營業務 基本方針	63	3	(1)						「特定の団体に有利又は不利となることがないよう」とありますが、他の団体や事業者に優先して予約取得が可能な団体や、長年決まった時期に決まった期間利用してきた行事または団体の優先利用等は特に無いとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示します。	
231	要求水準書 (案)	非常時の対応	63	3	(2)					ア	防災備蓄品の準備及び管理については、貴県が費用負担も含め行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	防災備蓄品の準備および管理については、想定しておりません。	
232	要求水準書 (案)	その他 事業継続計画 (BCP)	13 64	2 3	(1) (2)					ウ ア	(ウ) (イ)	「指定避難所および滋賀県地域防災計画に定める広域陸上輸送拠点への位置付けを想定している」また、「災害対策要員や物資の受け入れ、応急的な被災者の受け入れ等について県と協議の上、適切に対応すること」とされていますが、防災拠点として対策要員の人数、物資の受け入れ量、受け入れ被災者の人数等についてどのように想定されていますか。	現時点において対応要員人数や物資の受け入れ量の想定は困難ですが、避難所としての収容人数については、質問No.74の回答を参照してください。
233	要求水準書 (案)	総合管理・運營業務	64	3	(2)					ア	(ウ)	事業継続計画(BCP)は提案書に計画を示すのか、選定後に計画を策定するのかご教示下さい。	事業継続計画(BCP)については、事業者選定後に計画をお示しください。
234	要求水準書 (案)	運營業務 基本方針	64	3	(2)					ア	(ウ)	事業継続計画は、提案事項の1つに含めるご予定でしょうか。	事業継続計画(BCP)については、提案事項には含めない予定です。
235	要求水準書 (案)	事業継続計画	64	3	(2)					ア	(ウ)	事業継続計画(BCP)の策定において、あらかじめ貴県と協議することが明記されておりますが、内容の承認は必要となりますでしょうか。	本県の承認は必要です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
236	要求水準書 (案)	総合管理・運営業務	64	3	(2)		イ	(イ)			県主催事業等への協力について、国体開催時の減免補填や通常運営時以外で発生する業務への対価について何か想定していることが御座いましたらご教示下さい。	本県で想定していることはありません。
237	要求水準書 (案)	県主催事業等への協力	64	3	(2)		イ	(イ)			「選定事業者は、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会をはじめ、県等が実施する大規模大会・強化練習会等の開催時における施設の運営業務に協力すること」とありますが、協力の内容とは、運営方法、使用方法の相談や助言と理解してよろしいか。	運営方法、使用方法の相談や助言のほか、施設の開放等も想定しています。
238	要求水準書 (案)	県主催事業への協力	64	3	(2)		イ	(イ)			「災害時の避難所や選挙の投開票の開設～協力すること」とありますが、貴県が想定する事業者が行う具体的内容についてご教示ください。	施設の開放や避難者の誘導等が想定されません。
239	要求水準書 (案)	利用者の決定に関する業務	65	3	(3)		イ				「選定事業者は、本施設の設置条例等に定められた方法および県と事前に協議して定めた運営方針に基づき利用者を決定すること」とありますが、公平性を担保し、各競技団体の大会等を円滑に実施するため、現在各県立スポーツ施設で適用している特例基準の適用など、各施設で実施している方法に準じて調整を図るものと理解してよろしいか。	入札公告時にお示しします。
240	要求水準書 (案)	周辺機関との連携業務	66	3	(4)						大学をはじめとする周辺機関との連携業務については、記載のア～ウについてそれぞれ月1回(計月3回)以上の開催が必要との理解でよろしいですか。	大学をはじめとする周辺機関との連携業務については、ア～ウそれぞれ規定回数以上開催することが要求水準です。なお、ウの障害者スポーツ分野の教室等の開催については年1回以上を求めています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
241	要求水準書 (案)	大学をはじめとする 周辺機関との連携 業務	66	3	(4)						<p>大学をはじめとする周辺機関との連携について要求水準とされており、かつ具体的に各種教室等の開催について月1回以上と明記されておりますが、頻度を含め連携の実現については、各機関の判断を要するものと思慮します。</p> <p>事業者としては各機関と連携を図り事業を行うことは可能ですが、月〇回以上等要求水準として自ら確約して事業を実施することはできないものと思われませんが、どのような位置付けとして捉えれば宜しいでしょうか。</p> <p>事前に県から各機関へ確認等取られているようであればご教示いただけますようお願い致します。</p>	<p>大学をはじめとする周辺機関との連携業務については、事前に関係機関に説明しております。</p>
242	要求水準書 (案)	大学をはじめとする 周辺機関との連携 業務	66	3	(4)						<p>大学をはじめとする周辺機関との連携業務として、ア・イ・ウの開催が要求水準となっておりますが、これらの開催にあたり、周辺機関がどういった方法で協力・連携することをイメージされておられるのでしょうか。事業者だけでも開催は可能だと思われまし、周辺機関が連携を求めているケースも考えられると思います。貴県のお考えをできるだけ具体的にご教示ください。</p>	<p>県としては、より効果的な事業となるため、大学をはじめとする周辺施設等との連携を要求水準としています。また、関係機関に対して、本事業の実施について事前に説明しています。</p> <p>連携方法については、事業者・関係機関の提案に委ねることとしていることから、事業者の創意工夫が発揮されることを期待しております。</p>
243	要求水準書 (案)	周辺機関との連携 業務	66	3	(4)						<p>教室等の開催に当たっては、参加者から料金を徴収しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
244	要求水準書 (案)	トレーニング室運営 業務	66	3	(5)						<p>トレーニング室の運営業務について、会員を募る、もしくはそれに準じる仕組みは可能でしょうか。</p>	<p>利用者を会員のみ限定する仕組みは不可とします。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
245	要求水準書 (案)	広報・情報発信業務	66	3	(6)						「ポスター及びパンフレット(リーフレット)を作成し、掲示又は配布すること」とありますが、貴県で想定されている必要部数(常時、月単位)をご教示ください。	事業者において必要部数を想定のうえ作成し、広報・PRを実施してください。
246	要求水準書 (案)	広報・情報発信業務	66	3	(6)						作成するポスター及びパンフレット(リーフレット)について、本施設に限らず、近隣の公共施設等にも設置・配布を行う場合(可能な場合)、貴県が想定している必要部数(常時、月単位)があればご教示ください。	質問No.245の回答を参照してください。
247	要求水準書 (案)	広報・情報発信業務	66	3	(6)						近隣類似施設等での類似物(ポスター・リーフレット等)の発行部数実績をご開示下さい。	ウカルちゃんアリーナ(現県立体育館)では、平成29年度に1,000部チラシを発行しております。
248	要求水準書 (案)	駐車場	66	3	(7)						「選定事業者は、駐車場管理規程を定め、常時、駐車場内の監視を行い」とありますが、駐車場は有料を基本に想定してよろしいか。	入札公告時にお示しします。
249	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場管理 運營業務	66	3	(7)						駐車場・駐輪場の料金設定について、貴県は如何お考えでしょうか。	質問No.248の回答を参照してください。
250	要求水準書 (案)	要求水準書(案) 駐車場駐輪管理運 營業務	66	3	(7)						駐車場・駐輪場の利用料金については事業者の提案で金額設定やルールを設定できるという認識で宜しいでしょうか。	質問No.248の回答を参照してください。
251	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場管理 運營業務	67	3	(7)						「常に無断駐車のないようにすること。」とありますが、利用料金の設定は可能でしょうか。	質問No.248の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
252	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場管理 運営業務	66	3	(7)							駐車場・駐輪場を有料とするか無料とするかは事業者提案によるという解釈でよいでしょうか。その場合、利用料金の設定や減免のルールについては事業者において提案可能でしょうか。	質問No.248の回答を参照してください。
253	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場管理 運営業務	66	3	(7)							本事業の立地条件を鑑みますと、維持管理・運営業務の従事者については、自動車・バイク・自転車による通勤を可としないと現実的ではないと思われます。これらの通勤手段は可と理解してよろしいでしょうか。	可能です。ただし、要求水準の駐車台数には業務従事者の駐車台数を含まないこととします。
254	要求水準書 (案)	駐車場管理運営業務	66	3	(7)							「車両を誘導する整理員を配置する等」とありますが、車両誘導を行う業務担当者の配置要件(ポスト、時間)については事業者提案でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	要求水準書 (案)	駐車場・駐輪場管理 運営業務	67	3	(7)		ア	(ア)				「駐車場が不足する場合は、～協議すること」とありますが、あくまでも駐車場の確保は主催者側が主体的に行うのであって、事業者は周辺施設の情報提供、周辺施設及び関係者と協議するうえでのサポートという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		ア					レストラン・カフェについては、どちらかを実施すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		ア					利便施設のレストラン・カフェは、それぞれ別の諸室で運営するものなのか、同一諸室内での運営で大丈夫なものなのかご教示下さい。	提案に委ねることとしますが、同一諸室内でも構いません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
258	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		ア				独立採算により運営する利便施設の運営にあたっては床使用料(賃料)等は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。もし発生する場合、条件(m ² 単価、対象箇所(厨房面積のみ等)等)についてご教示ください。	入札公告時にお示しします。
259	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		ア				レストラン・カフェにおいて、行政財産の目的外使用料の課金の範囲をご教示いただけませんか。	入札公告時にお示しします。
260	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		ア				利便施設として、レストラン・カフェ等が必須とありましたが、どの程度の規模のものを想定されているでしょうか。	入札公告時にお示しします。
261	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		ア				利便施設運営業務に関して、広告、宣伝、あるいはアルコールや煙草の販売・提供等については、事業者が法令や節度を遵守する範囲で、特に制限なく実施できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	要求水準書 (案)	要求水準書(案) 利便施設運営業務	67	3	(8)		ア				大きなイニシャルコストを必要とするレストラン・カフェ等の利便施設を幅広いの企業(大手だけでなく地元企業等)に検討いただく為、行政財産使用料や水光熱費を一部免除などを行う事業がありますが、本事業ではどのようにお考えでしょうか。	入札公告時にお示しします。
263	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)		イ				レストラン・カフェについて、利便施設運営事業の実施を任意にしていただけませんか。また、行政財産使用料の免除、水光熱費の貴県による負担等、事業採算性が好転するようなご配慮を検討していただけませんか。	前段については、不可とします。後段については、ご意見として承ります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
264	要求水準書 (案)	自由提案事業	68	3	(9)						自由提案事業に関して、広告、宣伝、あるいはアルコールや煙草の販売・提供等については、事業者が法令や節度を遵守する範囲で、特に制限なく実施できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	要求水準書 (案)	自由提案事業	68	3	(9)						利便施設の運営は自由提案に含まないとありますが、利便施設としてレストラン・カフェ等を設置し、それとは別に自由提案事業として飲食することもできる店舗等を設置、運営することは可能でしょうか。	可能です。
266	要求水準書 (案)	自由提案施設の整備	68	3	(9)					イ	「本施設と一体のものとして整備し」とありますが、廊下で接続する場合等、可能なイメージをもう少し具体的にご教示いただけないでしょうか。	「本施設と一体のものとして整備し」とは、別棟は不可との意味です。
267	要求水準書 (案)	利便施設運営業務	67	3	(8)					ア	利便施設の運営について、採算不振が続き、事業者が改善に努めるものの、明らかに当該業務の継続が困難である場合は、貴県の承諾を得た上で事業の縮小や中止を行うことは可能でしょうか。	事業者から自由提案事業の全部または一部の中止または終了の申し出があった場合、本県は協議に応じるものとします。
268	要求水準書 (案)	自由提案事業	68	3	(9)					イ	自由提案事業について、採算不振が続き、事業者が改善に努めるものの、明らかに当該業務の継続が困難である場合は、貴県の承諾を得た上で事業の縮小や中止を行うことは可能でしょうか。	質問No.267の回答を参照してください。
269	要求水準書 (案)	自由提案施設の整備	68	3	(9)					イ	自由提案事業の例として、スポーツ教室の開催、ランニングコースの設置が記載されているが、ランニングコースの設置は、自由提案施設の整備に当たるとの理解で良いでしょうか。	要求水準書(案)P19に記載のランニングコースは要求水準ですが、それとは別に自由提案施設としてランニングコースを整備することができます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
270	要求水準書 (案)	自由提案施設の整備	68	3	(9)		イ				自由提案施設を整備した場合は、県の所有権となっていることから、整備費用はサービス購入費に含めるとの理解で良いでしょうか。また、その光熱水費も同様との理解で良いでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の負担です。
271	要求水準書 (案)	自由提案施設の整備	68	3	(9)		イ				実施方針P3(自由提案施設)にも記載されていますが、不可事項として「選定事業者が本施設の一部を区分所有すること」とありますが、事業方式がBTOとする前提で、あり得ることでしょうか。	自由提案施設は県が所有するため、区分所有は不可能です。
272	要求水準書 (案)	ネーミングライツ	68	3	(9)		ウ				ネーミングライツの期間とPFI事業期間は同一でしょうか。	入札公告時にお示しします。
273	要求水準書 (案)	ネーミングライツ	68	3	(9)		ウ				自由提案事業につき「選定事業者の独立採算で実施する事業である」とありますが、ネーミングライツから得られる収入は貴県に帰属するともあります。独立採算を維持するため、サービス対価とは別に、貴県から報酬を頂戴できるということでしょうか。	報酬等は支払いません。
274	要求水準書 (案)	行政財産の目的外使用	68	3	(9)		エ	(ウ)			目的外使用料は利便施設のレストラン・カフェ・自動販売機にも所定の使用料が発生しますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
275	要求水準書 (案)	光熱水費	69	3	(9)		エ	(エ)			選定事業者が負担すべき光熱水費は、自由提案事業に係るもののみという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
276	要求水準書 (案)	選定事業者が契約する契約または覚書等	71	2	(4)		イ				選定事業者が、貴県以外の者を相手方として契約または覚書き等を締結する場合は、契約締結後14日以内に写しを貴県に提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。契約締結前の写しの提出は不可能かと思慮いたします。	本県が事前確認を行うことから、契約締結前に契約書類または覚書等の案を提出してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
277	要求水準書 (案)	取締役会の資料および議事録	71	2	(6)						会社運営上様々な事項を取締役に諮る必要があるため、取締役会の資料・議事録の提出は任意とさせていただけないでしょうか。	原文のままとします。
278	要求水準書 (案)	事業用地	別紙 2								事業用地の範囲は、どの色の部分を指しているのか判別しにくい為、明確にお示し頂けないでしょうか。	別紙2を修正します。
279	要求水準書 (案)	事業用地図	別紙 2								維持管理区域以外の事業用地の管理者は貴県でしょうか。また、どのような状態で維持されるのでしょうか。例えば事業者が利活用することは可能でしょうか。	維持管理区域以外の事業用地の管理者は本県になります。雨水調整池については、機能が維持できるよう浚渫を行う予定です。自由提案施設は、原則として維持管理区域内としますが、本県との協議の上、維持管理区域外に整備することも可能とします。
280	要求水準書 (案)	事業用地 地盤データ	別紙 3 1								計画地における高低差を示す断面が詳細に把握できる資料を開示していただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
281	要求水準書 (案)	事業用地 地盤データ	別紙 3 1								開示いただいているNo.10以外の調査位置における結果を開示していただけないでしょうか。現況が森林のため、地層にも起伏があることが想定されることから、建物計画を検討するにあたっては支持層の状況確認が非常に重要となります。	入札公告時にお示しします。